

北海道教育大学学則（案）

制 定 平成16年4月1日
平成16年学則第1号

第1章 総則

第1条 北海道教育大学（以下「本学」という。）は、真理を探究する教育研究の場として、学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。

2 本学の課程及び学科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。

（自己評価等）

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（情報の積極的な提供）

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

（学部等）

第4条 本学に、教育学部を置く。

2 教育学部に、その教育研究組織として、札幌校、函館校、旭川校、釧路校及び岩見沢校を置く。

（大学院）

第5条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別に定める。

第6条 削除

（養護教諭特別別科）

第7条 本学に、養護教諭特別別科を置く。

2 養護教諭特別別科に関する規則は、別に定める。

（附属図書館）

第8条 本学に、附属図書館を置く。

（教育研究センター等）

第9条 本学に、教育研究センターとして、国際交流・協力センター、学校・地域教育研究支援センター及び大学教育開発センターを置く。

2 前項で定めるもののほか、第4条第2項に規定する教育研究組織に、それぞれキャンパスセンターを置くことができる。

3 前2項に定めるもののほか、大雪山自然教育研究施設を置く。

（保健管理センター）

第10条 本学に、保健管理センターを置く。

（キャリアセンター）

第10条の2 本学に、キャリアセンターを置く。

（附属学校）

第11条 本学に、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校及び附属幼稚園（以下「附属学校」という。）を置く。

2 附属学校に関する規則は、別に定める。

(課程、学科及び専攻並びに学生の入学定員及び収容定員)

第12条 教育学部に、次に掲げる課程及び学科を置く。

- (1) 教員養成課程
- (2) 国際地域学科
- (3) 芸術・スポーツ文化学科

2 前項各号に規定する課程及び学科に置く専攻並びに当該専攻を置く教育研究組織並びに学生の入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

(講座)

第13条 教育学部に、講座を置く。

2 講座に関する規則は、別に定める。

(修業年限)

第14条 教育学部の修業年限は、4年とする。

2 在学期間は、通算して6年を超えることができない。

(学年、学期及び休業日)

第15条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第16条 1学年を、次の2学期に分ける。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第17条 学年の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに日曜日及び土曜日

(2) 本学の創立記念日 6月1日

(3) 春期休業、夏期休業、冬期休業及び学年末休業

2 前項第3号の休業日の期間は、教育研究評議会の議を経て定める。

3 第1項に定めるもののほか、学長は、必要があると認めるときは、休業日を変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。

第2章 入学、編入学、転入学、再入学及び入学手続

(入学の時期)

第18条 入学、編入学、転入学及び再入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第19条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願手続)

第20条 本学に入学を志願する者は、所定の入学願書に検定料及び別に定める書類を添えて願出するものとする。

2 既に納付された検定料は、返還しない。ただし、次条に規定する選考で、次の各号に掲げる場合は、申出により、国立大学法人北海道教育大学における授業料等費用に関する規則（平成16年規則第43号。以下「費用に関する規則」という。）第2条第2項に定める第2段階目の選抜に係る額に相当する額を返還する。

(1) 本学の入学者選考において、2段階選抜を行い、出願書類等による第1段階目の選抜で不合格となった場合

(2) 個別学力検査出願受付後に大学入試センター試験受験科目の不足による出願無資格者であることが判明した場合

(入学者の選考)

第21条 前条の入学志願者については、入学者受入方針に基づき、公正かつ妥当な方法により選考する。

2 入学者の選考に関しては、別に定める。

(編入学)

第22条 次の各号のいずれかに該当する者で、本学に編入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者

(3) その他法令で定めるところにより編入学できる者

2 編入学に関する要項は、別に定める。

(転入学)

第23条 他の大学に1年以上在学している者で、本学に転入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 転入学に関する要項は、別に定める。

(再入学)

第24条 正当な理由で本学を退学した者で、再入学を志願するものがあるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

2 再入学に関する要項は、別に定める。

(入学手続)

第25条 第21条から前条までの選考により合格した者は、所定の期日までに、別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。ただし、入学料については、第46条に規定する入学料の免除又は徴収猶予を申請中の者を除く。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

第3章 教育課程、履修方法等

(教育課程の編成方針及び基準)

第26条 教育課程は、教員養成課程、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の各専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 授業科目の種類、単位数及び履修方法に関する教育課程の編成基準は、教育研究評議会の議を経て、別に定める。

(単位の計算方法)

第27条 各授業科目の単位の計算方法は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については、30時間の授業をもって1単位とすることができる。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、授業の内容によっては、45時間をもって1単位とすることができる。

2 1つの授業科目について、2つ以上の授業の方法を併用する場合については、その組合せに応じ、前項に規定する基準を考慮して単位の計算を行うことができる。

3 前2項の規定にかかわらず、学士論文、卒業研究、卒業制作及び卒業演奏等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して単位の計算を行うことができる。

(授業期間)

第28条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、外国語の演習、体育実技等の授業について教育上特別の必要があると認められる場合は、この限りでない。

(授業の方法)

第29条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(教育課程等の改善に関する学生の関与)

第30条 教育課程、授業等の改善に関し、学生に対して、意見を述べる機会を与えるものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第31条 本学の授業の内容及び方法の改善を図るため、組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(単位の授与)

第32条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、第27条第2項の授業科目については、適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績の評価)

第33条 授業科目の試験の成績は、A、B、C、D及びFの5段階により評価し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の評価の方法は、別に定める。

(履修科目登録の上限)

第34条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を別に定める。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、別に定めるところにより、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(修学指導)

第34条の2 学生に対して適切な修学指導を行うため、指導教員(アカデミック・アドバイザー)を置く。

2 指導教員の指導内容等は、別に定める。

(他の課程又は学科における授業科目の履修等)

第34条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生に他の課程又は学科の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定する授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第35条 本学が教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第36条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第3項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(休学期間中の外国の大学等における学修)

第36条の2 本学が教育上有益と認めるときは、学生が行う休学期間中の外国の大学又は短期大学における学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第35条第3項及び前条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条 本学に入学を許可された者のうち、本学又は他の大学若しくは短期大学を卒業又は中途退学したものについては、本学が教育上有益と認めるときは、当該者が本学又は他の大学若しくは短期大学において修得した単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、外国の大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、本学に入学を許可された者について準用する。

3 本学に入学を許可された者のうち、短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により単位等を修得しているものについては、本学が教育上有益と認めるときは、この単位等を本学において修得した単位とみなすことができる。

4 本学に入学を許可された者のうち、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)に定める科目等履修生として修得した単位について、本学が教育上有益と認めるときは、この単位を、本学において修得したものとみなすことができる。

5 前各項により与えることができる単位数は、編入学及び転入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、合わせて30単位を超えないものとする。

第4章 卒業、学位等

(卒業及び学位)

第38条 本学に4年以上在学し、所定の科目を履修し、かつ、所定の124単位以上を

修得した者に対し、学長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 前項により卒業した者に、学士の学位を授与する。

3 学位の授与に関する必要な事項は、別に定める。

(教育職員免許状)

第39条 教員養成課程を卒業した者は、修得した科目に応じて、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）に定める免許状のうち、別表第2に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

2 国際地域学科又は芸術・スポーツ文化学科を卒業した者で、免許法に定める所要の単位を修得したものは、免許法に定める免許状のうち、別表第3に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

3 前2項のほか、所要の単位を修得した場合は、他の免許状の授与の所要資格を取得することができる。

第5章 休学、復学、退学、留学、転専攻、転学、除籍及び復籍

(休学及び復学)

第40条 病気又はその他の事由で、引き続き3月以上修学することのできない者は、学長に願い出て、その許可を受けて休学することができる。

2 休学は、1年以上にわたることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き休学を許可することがある。

3 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

4 休学期間は、在学期間に算入しない。

5 休学期間内にその事由がなくなったときは、学長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第41条 退学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

第42条 外国の大学又は短期大学に留学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の留学の期間は、在学期間に算入する。

(転専攻)

第43条 一の専攻の学生であって他の専攻に転専攻を志願する者があるときは、転専攻を許可することがある。

2 転専攻に関する要項は、別に定める。

(転学)

第44条 他の大学に転学しようとする者は、学長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第45条 学長は、学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該学生を除籍することがある。

(1) 長期にわたる欠席その他の事由で成業の見込みのないとき。

(2) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可になった場合又は半額免除を許可された場合及び徴収猶予期間が満了した場合において、納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないとき。

(3) 授業料の納付を怠り督促を受けても納付しないとき。

(復籍)

第45条の2 学長は、前条第3号に該当し除籍となった者から当該除籍の事由となった未納の授業料に相当する額を納付して復籍の願い出があった場合は、復籍を許可

することがある。

2 復籍に関する要項は、別に定める。

第6章 入学料、授業料等

(入学料の免除及び徴収猶予)

第46条 特別の事情がある場合は、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除し、又は徴収の猶予を許可することがある。

(授業料)

第47条 授業料は、次の2期に分納するものとする。

前期 4月から9月まで 納期限5月末日

後期 10月から翌年3月まで 納期限11月末日

2 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。

3 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第1項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第48条 経済的理由により授業料の納付が困難な者に対しては、別に定めるところにより、人物、学業、成績その他の事情を調査した上、その全部又は一部を免除し、又は徴収の猶予を許可することがある。

2 前項のほか、特別の事情がある場合は、別に定めるところにより、授業料の免除を許可することがある。

第49条 既に納付された入学料及び授業料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、納付した者の申出により当該各号に定める額を返還する。

(1) 前期に係る授業料を納付したときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の徴収時期前に休学又は退学した場合 後期に係る授業料相当額

(2) 入学を許可されるときに授業料を納付した者が、その年の3月31日までに入学を辞退した場合 当該授業料相当額

第50条 第48条により徴収猶予を許可されている者が、第45条第1号により除籍された場合及び第56条により退学させられた場合においてもその期分授業料は徴収する。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第51条 第20条の検定料、第25条の入学料及び第47条の授業料の額は、費用に関する規則に定める額とする。

第7章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第52条 本学の学生以外の者で、特定の研究事項について指導を願い出たものがあるときは、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規則は、別に定める。

(科目等履修生)

第53条 本学の学生以外の者で、本学が開設する一又は複数の授業科目の履修を志願するものがあるときは、授業に支障のない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可し、単位を授与することができる。

2 前項の単位の授与については、第32条の規定を準用する。

3 科目等履修生に関する規則は、別に定める。

(特別聴講学生)

第54条 他の大学又は短期大学（外国の大学又は短期大学を含む。）の学生で、本学の授業科目を履修しようとするものがあるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として受入れを許可することができる。

2 特別聴講学生に関する規則は、別に定める。

第8章 賞罰

（表彰）

第55条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長は、国立大学法人北海道教育大学運営規則（平成16年規則第17号）第2条の3に規定する副学長（以下「各校担当副学長」という。）又は教職大学院長の推薦に基づき、当該学生を表彰することができる。

（懲戒）

第56条 学生が本学の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、学長は、別に定める手続等に基づき、当該学生を懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 停学期間が3月以上にわたるときは、その期間は修業年限に算入しない。ただし、在学期間は第14条第2項に定める期間を超えることはできない。

第9章 公開講座

（公開講座）

第57条 本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関する規則は、別に定める。

第10章 学生寮

（学生寮）

第58条 本学に、学生寮を置く。

2 入寮を許可された者は、費用に関する規則に定める寄宿料月額のうち当該月分を毎月、納めなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、別に定めるところにより、寄宿料を免除することがある。

3 第17条第1項第3号の休業日の期間中のみの退寮は認めない。ただし、その開始前2月以内の退寮願い出は、その休業期間終了後6月以内に入寮しないことを条件とする場合のみ許可することがある。

第59条 学生寮は、学長の監督の下に、各校担当副学長が管理する。

第60条 学生寮の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この学則の施行の日の前日に在学する学生の教育課程その他教育に係る事項については、この学則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月15日平成16年学則第2号 改正）

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日平成17年学則第1号 改正）

この学則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成18年2月28日平成17年学則第2号 改正）

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 学校教育教員養成課程、養護教諭養成課程、生涯教育課程、国際理解教育課程、芸術文化課程、地域環境教育課程及び情報社会教育課程（以下「旧課程」という。）は、改正後の学則第12条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該各課程に在学する者が当該各課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、改正後の学則第33条の規定を除く教育課程、履修方法、卒業、学位、教育職員免許状

等は、なお従前の例による。

- 3 旧課程の収容定員は、改正後の学則第12条第1項の規定にかかわらず、平成18年度から平成20年度までの間にあるは、次の表のとおりとする。

課 程	18年度	19年度	20年度
学校教育教員養成課程	1,980	1,320	660
養護教諭養成課程	120	80	40
生涯教育課程	495	330	165
国際理解教育課程	180	120	60
芸術文化課程	330	220	110
地域環境教育課程	300	200	100
情報社会教育課程	225	150	75
計	3,630	2,420	1,210

附 則（平成19年3月29日平成18年学則第1号 改正）

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第36条の2の規定は、この学則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に学生が新たに休学して外国の大学又は短期大学において行う学修について適用する。
- 3 改正後の第45条の2の規定は、施行日の前日に在籍する学生については、適用しない。

附 則（平成20年3月21日平成19年学則第1号 改正）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 北海道教育大学特殊教育特別専攻科規則（平成16年規則第13号）は、廃止する。
- 3 この学則による改正前の北海道教育大学学則（平成16年学則第1号）第6条の特別支援教育特別専攻科は、改正後の学則第6条の規定にかかわらず、この学則の施行の日の前日に当該専攻科に所属する学生が当該専攻科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、当該専攻科に関する事項は、なお従前の例による。

附 則（平成20年12月2日平成20年学則第1号 改正）

この学則は、平成20年12月2日から施行する。

附 則（平成21年3月26日平成20年学則第2号 改正）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月5日平成21年学則第1号 改正）

この学則は、平成22年3月5日から施行する。

附 則（平成23年3月4日平成22年学則第1号 改正）

この学則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年8月24日平成23年学則第1号 改正）

この学則は平成23年8月27日から施行する。

附 則（平成25年●月●日平成25年学則第●号 改正）

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 2 人間地域科学課程、芸術課程及びスポーツ教育課程（以下「旧課程」という。）は、改正後の学則第12条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に旧課程に在学する者（以下この項において「本学在学者」という。）及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学者が旧課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、教育課程、履修方法、卒業、学位及び教育職員免許状等は、なお従前の例による。

- 3 教員養成課程及び旧課程の収容定員は，改正後の学則第12条第2項の規定にかかわらず，平成26年度から平成28年度までの間にあつては，次の表のとおりとする。

課 程	26年度	27年度	28年度
教 員 養 成 課 程	2,820	2,840	2,860
人 間 地 域 科 学 課 程	990	660	330
芸 術 課 程	360	240	120
ス ポ ー ツ 教 育 課 程	180	120	60
計	4,350	3,860	3,370

別表第1（第12条関係）

課程・学科	専攻	教育研究組織	入学定員	収容定員
教員養成課程	教育臨床専攻	札幌校	720	2,880
	特別支援教育専攻			
	養護教育専攻			
	総合学習開発専攻			
	基礎学習開発専攻			
	教育発達専攻	旭川校		
	国語教育専攻			
	英語教育専攻			
	社会科教育専攻			
	数学教育専攻			
	理科教育専攻			
	生活・技術教育専攻			
	芸術・保健体育教育専攻	釧路校		
地域学校教育専攻				
地域教育開発専攻				
学校カリキュラム開発専攻				
国際地域学科	地域協働専攻	函館校	240	960
	地域教育専攻		45	180
芸術・スポーツ 文化学科	芸術・スポーツビジネス専攻	岩見沢校	25	100
	音楽文化専攻		40	160
	美術文化専攻		55	220
	スポーツ文化専攻		60	240
計			1,185	4,740

別表第2（第39条関係）

課程	免許状の種類（免許教科）
教員養成課程	小学校教諭1種免許状 中学校教諭1種免許状（国語，社会，数学，理科，保健，家庭，英語） 高等学校教諭1種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，保健，家庭，英語） 特別支援学校教諭1種免許状（知的障害者に関する教育の領域，肢体不自由者に関する教育の領域，病弱者に関する教育の領域） 幼稚園教諭1種免許状 養護教諭1種免許状
	小学校教諭1種免許状 中学校教諭1種免許状（国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語） 高等学校教諭1種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，書道，保健体育，家庭，工業，英語） 特別支援学校教諭1種免許状（知的障害者に関する教育の領域） 幼稚園教諭1種免許状

釧路校	小学校教諭 1 種免許状 中学校教諭 1 種免許状（国語，社会，数学，理科，英語） 高等学校教諭 1 種免許状（国語，地理歴史，公民，数学，理科，書道，英語） 特別支援学校教諭 1 種免許状（知的障害者に関する教育の領域）
-----	--

別表第 3（第 39 条関係）

学 科	専 攻	免許状の種類（免許教科）
国際地域学科	地域協働専攻	中学校教諭 1 種免許状（国語，社会，数学，理科，英語） 高等学校教諭 1 種免許状（国語，公民，数学，理科，英語）
	地域教育専攻	小学校教諭 1 種免許状 特別支援学校教諭 1 種免許状（知的障害者に関する教育の領域） 幼稚園教諭 1 種免許状
芸術・スポーツ文化学科	音楽文化専攻	中学校教諭 1 種免許状（音楽） 高等学校教諭 1 種免許状（音楽）
	美術文化専攻	中学校教諭 1 種免許状（美術） 高等学校教諭 1 種免許状（美術，工芸，書道）
	スポーツ文化専攻	中学校教諭 1 種免許状（保健体育） 高等学校教諭 1 種免許状（保健体育）

北海道教育大学学則の一部を改正する学則（案）

（改正理由）

新学科設置に伴い、函館校及び岩見沢校に設置されている従前の課程を廃止し、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科をそれぞれ設置するとともに、従前の入学定員及び収容定員を変更することから、所要の改正を行うものである。

平成 年 月 日
 平成 年 学 則 第 号

北海道教育大学学則（平成16年学則第1号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を、同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

改正後	現行																		
<p>第1条 北海道教育大学（以下「<u>本学</u>」という。）は、真理を探究する教育研究の場として、<u>学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。</u></p> <p>2 本学の課程及び<u>学科</u>における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。</p> <p>第2条～第11条（略）</p> <p>（課程、<u>学科</u>及び<u>専攻</u>並びに<u>学生の入学定員及び収容定員</u>）</p> <p>第12条 教育学部に、次に掲げる課程及び学科を置く。</p> <p>(1) <u>教員養成課程</u> (2) <u>国際地域学科</u> (3) <u>芸術・スポーツ文化学科</u></p> <p>（削除）</p>	<p>第1条 北海道教育大学（以下「<u>本学</u>」という。）は、真理を探究する教育研究の場として、<u>学術文化を創造しつつ、豊かな教養と高い専門性を備え、地域を担う人材を養成するとともに、地域社会及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。</u></p> <p>2 本学の各課程における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に定める。</p> <p>第2条～第11条（略）</p> <p>（課程及び<u>収容定員</u>）</p> <p>第12条 教育学部に、<u>教員養成課程並びに人間地域科学課程、芸術課程及びスポーツ教育課程</u>を置き、<u>学生の収容定員は、次のとおりとする。</u></p> <p>（新設） （新設） （新設）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課 程</th> <th style="text-align: center;">入 学 定 員</th> <th style="text-align: center;">収 容 定 員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教 員 養 成 課 程</td> <td style="text-align: center;">7 0 0</td> <td style="text-align: center;">2, 8 0 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">人 間 地 域 科 学 課 程</td> <td style="text-align: center;">3 3 0</td> <td style="text-align: center;">1, 3 2 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">芸 術 課 程</td> <td style="text-align: center;">1 2 0</td> <td style="text-align: center;">4 8 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ス ポ ー ツ 教 育 課 程</td> <td style="text-align: center;">6 0</td> <td style="text-align: center;">2 4 0</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">1, 2 1 0</td> <td style="text-align: center;">4, 8 4 0</td> </tr> </tbody> </table>	課 程	入 学 定 員	収 容 定 員	教 員 養 成 課 程	7 0 0	2, 8 0 0	人 間 地 域 科 学 課 程	3 3 0	1, 3 2 0	芸 術 課 程	1 2 0	4 8 0	ス ポ ー ツ 教 育 課 程	6 0	2 4 0	計	1, 2 1 0	4, 8 4 0
課 程	入 学 定 員	収 容 定 員																	
教 員 養 成 課 程	7 0 0	2, 8 0 0																	
人 間 地 域 科 学 課 程	3 3 0	1, 3 2 0																	
芸 術 課 程	1 2 0	4 8 0																	
ス ポ ー ツ 教 育 課 程	6 0	2 4 0																	
計	1, 2 1 0	4, 8 4 0																	
<p>2 前項各号に規定する課程及び学科に置く専攻並びに当該専攻を置く教育研究組</p>	<p>2 教員養成課程及び人間地域科学課程に専攻を、芸術課程及びスポーツ教育課程</p>																		

繼並びに学生の入学定員及び収容定員は、別表第1のとおりとする。

第13条～第25条 (略)

(教育課程の編成方針及び基準)

第26条 教育課程は、教員養成課程、国際地域学科及び芸術・スポーツ文化学科の各専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 (略)

第27条～第34条の2 (略)

(他の課程又は学科における授業科目の履修等)

第34条の3 本学が教育上有益と認めるときは、学生に他の課程又は学科の授業科目を履修させることができる。

2 前項に規定する授業科目の履修に関し必要な事項は、別に定める。

第35条～第38条 (略)

(教育職員免許状)

第39条 教員養成課程を卒業した者は、修得した科目に応じて、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)に定める免許状のうち、別表第2に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

2 国際地域学科又は芸術・スポーツ文化学科を卒業した者で、免許法に定める所要の単位を修得したものは、免許法に定める免許状のうち、別表第3に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

3 (略)

第5章 休学、復学、退学、留学、転専攻、転学、除籍及び復籍
第40条～第42条 (略)

(転専攻)

第43条 一の専攻の学生であって他の専攻に転専攻を志願する者があるときは、転専攻を許可することができる。

2 転専攻に関する要項は、別に定める。

第44条～第60条 (略)

別表第1 (第12条関係)

課程・学科	専攻	教育研究組織	入学定員	収容定員
教員養成課程	教育臨床専攻			

にコースを置き、専攻及びコースは、別表第1のとおりとする。

第13条～第25条 (略)

(教育課程の編成方針及び基準)

第26条 教育課程は、各課程の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に編成するものとする。

2 (略)

第27条～第34条の2 (略)

(新設)

第35条～第38条 (略)

(教育職員免許状)

第39条 教員養成課程を卒業した者は、修得した科目に応じて、教育職員免許法(昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。)に定める免許状のうち、別表第2に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

2 人間地域科学課程、芸術課程及びスポーツ教育課程を卒業した者で、免許法に定める所要の単位を修得したものは、免許法に定める免許状のうち、別表第3に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

3 (略)

第5章 休学、復学、退学、留学、転校、転課程、転学及び除籍
第40条～第42条 (略)

(転校、転課程及び転専攻・コース)

第43条 入学後に所属校の変更(以下「転校」という。)又は入学後に所属する課程の変更(以下「転課程」という。)若しくは入学後に所属する専攻・コースの変更(以下「転専攻・コース」という。))を志願する者があるときは、転校又は転課程若しくは転専攻・コースを許可することができる。

2 転校、転課程及び転専攻・コースに関する要項は、別に定める。

第44条～第60条 (略)

別表第1 (第12条関係)

課程	専攻・コース
教員養成課程	教育臨床専攻、特別支援教育専攻、養護教育専攻、総

特別支援教育専攻 養護教育専攻 総合学習開発専攻 基礎学習開発専攻 教育発達専攻 国語教育専攻 英語教育専攻 社会科学教育専攻 数学教育専攻 理科教育専攻 生活・技術教育専攻 芸術・保健体育教育専攻 地域創造専攻 地域教育開発専攻 学校カリキュラム開発専攻	札幌校 旭川校 釧路校	720	2,880
国際地域学科 芸術・スポーツ 文化学科	函館校 岩見沢校	240 45 25 40 55 60	960 180 100 160 220 240
計		1,185	4,740

別表第2 (第39条関係) (略)

別表第3 (第39条関係)

国際地域学科	地域協働専攻	免許状の種類 (免許教科)	中学校教諭1種免許状 (国語, 社会, 数学, 理科, 英語) 高等学校教諭1種免許状 (国語, 公民, 数学, 理科, 英語) 小学校教諭1種免許状 特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) 幼稚園教諭1種免許状
芸術・スポーツ 文化学科	音楽文化専攻 美術文化専攻	音楽文化専攻 美術文化専攻	中学校教諭1種免許状 (音楽) 高等学校教諭1種免許状 (美術) 高等学校教諭1種免許状 (美術, 工芸, 書道)
スポーツ文化専攻	スポーツ文化専攻	中学校教諭1種免許状 (保健体育)	

別表第2 (第39条関係) (略)

別表第3 (第39条関係)

人間地域 科学課程	専攻・コース 人間発達専攻	免許状の種類 (免許教科)	小学校教諭1種免許状 特別支援学校教諭1種免許状 (知的障害者に関する教育の領域) 幼稚園教諭1種免許状 中学校教諭1種免許状 (国語, 英語) 高等学校教諭1種免許状 (国語, 英語) 中学校教諭1種免許状 (数学, 情報)
芸術課程	音楽コース スポーツ教育コース	音楽 スポーツ	中学校教諭1種免許状 (地理歴史, 公民) 中学校教諭1種免許状 (理科) 高等学校教諭1種免許状 (音楽)

人間地域科学課程	人間発達専攻, 基礎学習開発専攻, 英語教育専攻, 社会科教育専攻, 数学教育専攻, 理科教育専攻, 生活・技術教育専攻, 芸術・保健体育教育専攻, 地域学校教育専攻, 地域教育開発専攻, 学校カリキュラム開発専攻
人間地域科学課程	人間発達専攻, 国際文化・協力専攻, 情報科学専攻, 地域創生専攻, 環境科学専攻
芸術課程	地域創造専攻, 音楽コース, 芸術文化コース
スポーツ教育課程	音楽コース, 美術コース, 芸術文化コース スポーツ教育コース

高等学校教諭1種免許状(保健体育)

附 則

- 1 この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 2 人間地域科学課程、芸術課程及びスポーツ教育課程(以下「旧課程」という。)は、改正後の学則第12条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に旧課程に在学する者(以下この項において「本学在学者」という。)及び同年4月1日以降に本学在学者の属する年次に入学する者が旧課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、教育課程、履修方法、卒業、学位及び教育職員免許状等は、なお従前の例による。
- 3 教員養成課程及び旧課程の収容定員は、改正後の学則第12条第2項の規定にかかわらず、平成26年度から平成28年度までの間にあつては、次の表のとおりとする。

課 程	26年度	27年度	28年度
教 員 養 成 課 程	2,820	2,840	2,860
人 間 地 域 科 学 課 程	990	660	330
芸 術 課 程	360	240	120
ス ポー ツ 教 育 課 程	180	120	60
計	4,350	3,860	3,370

美 術	中学校教諭1種免許状(美術)
コ ー ス	高等学校教諭1種免許状(美術, 工芸, 書道)
芸 術 文 化	中学校教諭1種免許状(音楽, 美術)
コ ー ス	高等学校教諭1種免許状(音楽, 美術)
ス ポー ツ 教 育	中学校教諭1種免許状(保健体育)
コ ー ス	高等学校教諭1種免許状(保健体育)

国立大学法人北海道教育大学運営規則

制 定 平成16年4月1日
平成16年規則第17号

第1章 目的

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に則り、北海道教育大学の自治を尊重し適正な運営を図るため、国立大学法人北海道教育大学（以下「本学」という。）の組織及び運営について定めることを目的とする。

第2条 ～ 第11条 略

第5章 学部等運営組織

(副学長)

第12条 各校に、それぞれ長を置き、各校担当副学長をもって充てる。

(各校教授会)

第13条 各校に、教授会を置く。

- 2 教授会は、各校担当副学長並びに当該校所属の教授、准教授及び講師をもって組織する。
- 3 前項のほか、特任教員を加えることができる。
- 4 前2項のほか、第6項第6号に規定する事項を審議する場合を除き、助教を加えることができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、札幌校の教授会にあつては教職大学院の専任教員（労働条件通知書において、就業の場所を札幌校とされている者に限る。）並びに大学院教育学研究科学校臨床心理学講座及び保健管理センターの専任教員を、旭川校の教授会にあつては教職大学院の専任教員（労働条件通知書において、就業の場所を旭川校とされている者に限る。）を、釧路校の教授会にあつては教職大学院の専任教員（労働条件通知書において、就業の場所を釧路校とされている者に限る。）を加えるものとする。
- 6 教授会は、当該校に係る学部、大学院（教職大学院を除く。）等について次の事項を審議する。
 - (1) 教育課程の編成及び実施に関する事項
 - (2) 学生の円滑な修学等を支援するために必要な助言、指導その他の援助に関する事項
 - (3) 学生の入学、卒業又は修了その他学生の在籍に関する事項
 - (4) 中期目標・中期計画及び年度計画の実施に関する事項
 - (5) 規則の制定又は改廃に関する事項
 - (6) 教員人事に関する事項
 - (7) 配分予算に関する事項
 - (8) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価の実施に関する事項
 - (9) その他重要事項
- 7 教授会は、各校担当副学長が招集し、議長となる。
- 8 教授会は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 9 教授会開催日において、出張、研修、休職、育児休業、介護休業及び1月以上の

病気休暇・特別休暇中の者は、前項の構成員には含まれないものとする。

10 教授会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

11 前項の規定にかかわらず、第5項第6号に規定する事項のうち、採用及び昇任に係る議事は、出席者の3分の2以上をもって決定する。

12 議長は、教授会の同意を得て、構成員以外の者を教授会に出席させ、意見を聴くことができる。

(各校の委員会)

第14条 各校に置く委員会については、教授会において別に定める。

第14条の2 ～ 第22条 略